

議案第 34 号

伊賀市法定外公共物管理条例の一部改正について

伊賀市法定外公共物管理条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 31 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

伊賀市法定外公共物管理条例（平成 16 年伊賀市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、占用料条例に定めのないものであって、市長が特に必要と認めるものについては、伊賀市行政財産目的外使用料条例（平成 22 年伊賀市条例第 36 号）第 2 条の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。